

市長インタビュー

年金は、世代と世代の支えあいです

●現在の国民年金の制度についてどのようにお考えですか。

斎藤市長 国民年金をはじめとする厚生年金、共済年金等の公的年金制度は、社会全体で高齢者や障害者等の生活を支える社会保障制度です。

昭和36年に始まった国民年金は、今まで時代にあわせてさまざまな改正が加えられ、制度としてかなり成熟したものになっていると考えております。

国民年金は、世代間で公平に支えあう仕組みとなっています。社会全体の連携により、老後の生活をより確実にするために、この制度を守り育てていくことが必要だと考えております。

●将来の国民年金について、いろいろな声が聞かれますが、どう思われますか。

市長 「自分が年をとったときには、年金がもらえない」「みんなが払っていないのに、自分で払うのは損…」などという声を聞きますが、国民年金などの公的年金制度は、国が責任を持って運営しております。

また、働く世代が高齢者世代を支える相互扶助を基本とした仕組みですから、日本の経済社会が続く限り、破たんすることはないといわれています。

老後の生活資金のすべてを自分で貯えることは、かなりたいへんですが、公的年金制度があることによって、現役世代は、「親の扶養の負担をあまり心配せずにいられる」といったメリットもあるわけです。

年をとったときや、万一のときに後悔しないためにも、年金制度についての正しい情報を得て、将来のことを家族で考える機会をつくっていただきたいと思っております。

加入者は3種類に分かれます

第3号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
保険料は、自分で納付する必要があります。加入手続きは配偶者の勤務先で行います。	保険料は、給与等に応じた額が天引きされます。加入手続きは勤務先で行います。	保険料は、毎月13,580円(平成17年度)で、自分で納めます。

みんなで支え みんなが安心 国民年金!

暮らしを支える3つの年金

ちしものとき、残された家族のために・・・

遺族基礎年金

加入者が亡くなった場合に、残された子どもや子どものいる妻が受ける年金です

■対象者

18歳到年度末までの子(20歳未満の1・2級の障害がある子)がいる妻または子本人

■受給資格

死亡日の前々月までの保険料納付済み期間(免除等を含む)が、加入すべき期間の3分の2以上あること。または、初診日の前々滞納がないこと

◎20歳前障害では納付要件は限ります。

(3)原則として、初診日から1年以内に、法律で定める障害の状態であること

■年金額(平成17年度)

妻が受けるとき 1,023,100円
子が受けるとき 794,500円

○子の人数により年金額が加算されます。

★★★表1 こんなときは手続きを★★★

こんなとき	手続き先	必要なもの
20歳になったとき	市役所または出張所	印鑑
厚生年金や共済組合に入りましたとき	勤務先	年金手帳
厚生年金や共済組合を辞めたとき	市役所または出張所	年金手帳、退職日の確認できる書類
扶養になったとき	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先の確認
扶養からはずれたとき	市役所または出張所	年金手帳、扶養から抜けた日が確認できる書類
加入者が死亡	加入していた制度や納付記録により異なるりますので、お問い合わせください	加入していた制度等により異なりますので、お問い合わせください
年金の請求	加入していた制度等により異なりますので、お問い合わせください	受けている年金の種類等により異なりますので、お問い合わせください
年金受給者が死亡		

■30歳未満の方は...
「若年者納付猶予」の申請を

就職が困難あるいは失業などにより所得が少なく保険料の納付が困難な方は、申請のうえ承認されると、その期間の保険料の納付が猶予されます(猶予期間は受給資格期間となります)。年金額に反映されません。猶予にあつては、社会保険事務所において、申請者本人・配偶者それぞれの前年所得の審査があります。

申請手続きは原則として毎年必要です。承認期間は、7月から翌年6月までの1年間です。

■自営業・無職の方などは...
「保険料の申請を

前年所得額が一定以下で、保険料を納めることができないことがあります)。免除期間は受給資格期間となり、全額免除期間の3分の1、半額免除期間の3分の2(半額分の保険料を納めないと未納の扱いとなります)。

■「年金制度をみんなで守りましょう」
年金制度が割引に

国民年金は、将来自分がもらえないことを承知であれば、未加入や未納にすることはありません。未加入や未納による損害を防ぐため、高齢者の社会的連帯の輪の中での義務を果たしていないことになります。

私たちに、やがて訪れる老後の生活を守るために、社会全体で支えるという、社会保険としての公的年金制度を守り育てていかなければなりません。

病気やけがで障害が残ったとき

障害基礎年金

病気やけがで障害になったときに受けられる年金です

■受給資格

(1)20歳前または国民年金加入料初診日の前々月までの保険料納付済み期間(免除等含む)が加入すべき期間と。または、初診日の前々滞納がないこと

◎20歳前障害では納付要件は限ります。

(3)原則として、初診日から1年以内に、法律で定める障害の状態であること

■年金額(平成17年度)

1級 993,100円
2級 794,500円

○子(18歳未満)の人数によらず、また、障害の程度に応じて障害者手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

特別障害給付金

■受給資格

以下のいずれかの理由で、ていなかった間に初診日が在障害基礎年金に相当する障ます。

(1)昭和61年3月までの、厚生している配偶者に扶養され(2)平成3年3月までの学生だ

■支給額(平成17年度)

1級 月額5万円
2級 月額4万円

■国民年金保険料の納付が困難なときは

社会保険から郵送される納付書を使って、金融機関、社会保険事務所、コンビニエンスストア等でお支払いください。口座振替の場合、基礎年金番号のわかるもの、預(貯)金通帳、届出印をお持ちになって金融機関または社会保険事務所で手続きしてください。

書類を使つて、金融機関、社会保険事務所から通知書が郵送されます。また、厚生年金や共済組合をやめたときも国民年金に加入します。

○手続き方法は、次ページの表1を参照してください。

■学生の方は...

「学生納付特例」の申請を

在学期間中の保険料を、社会保険事務所において、申請者本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得の半額を納付する制度です。特例期間は受給資格期間と同様となります。

老後のため...

老齢基礎年金

65歳から生涯にわたって受ける年金です

■受給資格

以下の期間を合わせて25年以上必要です。

(1)国民年金保険料を納めた期間

(2)国民年金保険料の全額免除、半額免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間

(3)第3号被保険者だった期間

(4)厚生年金や共済組合の加入期間

(5)合算対象期間(カラ期間)

合算対象期間とは、昭和36年4月以降の次の期間などを合算したもの(年金額には反映されません)。

①厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されていた期間(昭和61年3月まで)

②学生のため任意加入しなかった期間(平成3年3月まで)

③海外に居住していた期間

④厚生年金などから脱退手当を受けた期間(昭和61年3月まで)

■年金額(平成17年度)

年額 794,500円(40年納めたとき)

加入可能年数は通常40年ですが、昭和16年4月以前に生まれた方に限り生年月日に応じて短縮されます。

繰り上げ請求・繰り下げ請求

国民年金の受給は、原則として65歳からですが、希望すれば65歳以前から繰り上げて受給することができます。逆に66歳以降に繰り下げることも可能です。

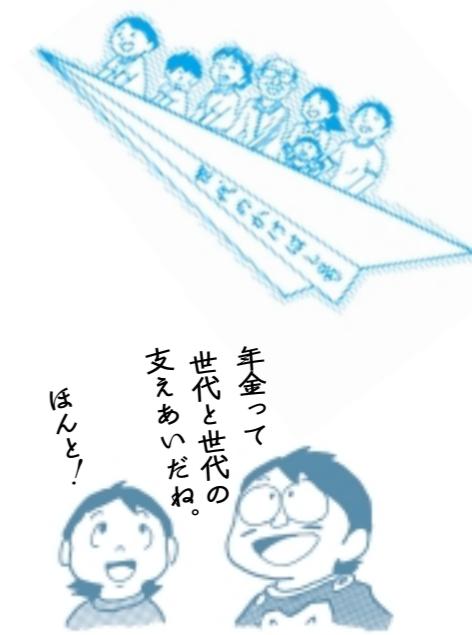
このとき、請求の年齢に応じて決められた支給率により年金額が決定します。一度決まった支給率は一生変わりませんので、請求するときにはご注意ください。



国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気やけがなどで収入が途絶えたときにも、誰もが安定した生活を送れるよう、社会全体で支えあう制度です。国民年金には20歳から60歳までのすべての人が加入し、保険料を納付することが義務になっています。今回は、国民年金の加入から受給まで分かりやすくお知らせします。

※問い合わせ 国保年金課年金担当 (☎2998-9061)
95-FAX 2998-9061

20歳から56歳までみんなが加入します



みんなが安心できる年金制度に



小澤栄子さん(元町在住)
志村昭夫さん(東所沢在住)

早い時期からの年金教育を

国民年金の保険料未納が40%近くあるのは問題だと思います。確かに年金の給付と負担については、分かりづらいと思いますが、反面、年金に対する誤解も多い気がします。

早い時期から、年金について関心を持つ教育が必要かもしれません。

「将来、誰もが安心して楽しい老後を迎える」、そのような信頼される年金制度が確立されることを望んでいます。そして、私たちの努力が報われる、そのような社会であることを期待したいと思います。